（№　B/L-2018-007）

CI-NET LiteS実装規約改善要求書（CHANGE REQUEST）（案）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 発信者記入欄 | | | | | | | 事務局記入欄 | | | | | |
| 発　信　日　　2018年　11月　17日 | | | | | | | 受　信　日　　　　年　　　月　　　日 | | | | | |
| 会 社 名 | | | | | | | 反映対象バージョン： | | | | | |
| 企業識別コード |  |  |  |  |  |  | Ver. | 2 | . | 2 | ad. | 0 |
| 部 署 名　LiteS規約WG | | | | | | | 事務局処理記入欄 | | | | | |
| 担当者名 | | | | | | |
| TEL:  連 絡 先  FAX: | | | | | | |
| 件　　名　[1318] 消費税計算区分コードの追加に伴う計算方法の定義(１:請求書毎、2:注文書毎、3:納品書毎、9：その他) | | | | | | | | | | | | |
| ◎ 改善要求内容（問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい）  【要求内容】  工事請負契約外請求メッセージおよび工事請負契約外請求確認メッセージの明細について、インボイス制度に対応した様式となるようにするため、以下のデータ項目について、新設することを要求する。  (1) 改訂対象  ・[1318]消費税計算区分コード  (2) 改訂内容  以下のとおり変更する。  なお、消費税計算区分コードに、［04］明細1行毎　を含まない理由は次のとおり。   * ガソリン等は、単価に消費税が含まれている。この消費税は、小数点1桁以上で設定されており、かつ小数部の桁数は販売店毎により異なる。そのため、画一的に割り戻し計算が出来ない。このことから、消費税は受注者が自ら計算し、手入力いただくことを想定して対象外とした。 * 一方で、手入力に対応するため、［09］その他　を設定した。   ＜CI-NET LiteS実装規約Ver.2.2 ad.0 Pxxx＞   |  |  | | --- | --- | | 変更前 | ＜本文＞  （記載なし） | | 変更後 | ＜本文＞   |  | | --- | | [1318] 消費税計算区分コード  　消費税の計算方法を示すコード。消費税計算区分コードに応じて、明細部の様式および計算方法を変える。  　消費税計算区分コード毎の様式例は、「指針・参考資料　●.工事請負契約外請求業務帳票の印刷例（工事請負契約外請求、工事請負契約外請求確認）」参照 |   表B.Ⅸ- ●　消費税計算区分コードリスト   |  |  | | --- | --- | | 消費税計算区分コード | 内容 | | 01 | 請求書毎 | | 02 | 注文書毎 | | 03 | 納品書毎 | | 09 | その他 |   ※ 「09その他」は手入力とする | | | | | | | | | | | | | |

|  |
| --- |
| ◎ 改善要求内容（問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい）  【要求の理由】  平成 35 年 10 月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式が開始する。  適格請求書等保存方式に対応した工事請負契約外請求の請求書では、消費税率毎の小計と消費税額を表示する必要がある。  一方で、消費税率毎の小計と消費税額の表示の際に取りまとめる単位（請求書毎の金額とするか、納品書毎の金額とするか）は決まっていないため、CI-NETでは4通りの取りまとめ単位（１:請求書毎、2:注文書毎、3:納品書毎、9：その他）を設定した。  【既存ユーザ等への影響】  従来どおりの運用であるため、既存ユーザへの影響は少ないが、システムの改修が必要になる。システム開発者については、広く周知を図る必要があることから、CI-NETのホームページ等において、掲載場所やコードメンテナンス時の通知等が適切に行われるよう、配慮する必要がある。 |

（№　B/L-2018-007）

CI-NET標準ビジネスプロトコルおよびCI-NET LiteS実装規約に係る

改訂チェックリスト

CI-NET標準ビジネスプロトコルおよびCI-NET LiteS実装規約に係る改訂に関して、下記に示す項目についてチェック（○、×）を行い、問題がある場合にはその内容および改善の方向等について「指摘事項等」の欄に記載するものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 審議･検討日 | 2018年11月17日 |
| 審議機関 | （委員会／WG名等を記載）  標準委員会／LiteS規約WG |

|  |  |
| --- | --- |
| 改訂内容 | （提案者、対象メッセージ、新規項目名称・摘要等を記載）  [1318] 消費税計算区分のコード追加に伴う計算方法の定義(１:請求書毎、2:注文書毎、3:納品書毎、4：明細1行毎) |

| チェック項目 | | ﾁｪｯｸ | 指摘事項等 |
| --- | --- | --- | --- |
| 1.既存ユーザへの影響度合い | ①実稼動しているシステムの改修度合 | △ | 実稼動しているシステムの改修が必要である。 |
| ②業務の見直し、変更への影響度合 | ○ | 従来業務からの変更は特に生じない。 |
| ③いずれのユーザの負担が大きいか | △ | 発注者、受注者ともに、システムの改修が必要である。 |
| ④及ぼす影響の具体的な範囲や内容が見えているか否か | ○ | 及ぼす影響の範囲は明確化されている。 |
| ⑤即時の対応が可能か否か | △ | 各EDIサービスおよびユーザ社内システムなどにて対応準備が整えられた後の対応となる。 |
| ⑥立場の違いなく対応が可能か否か | ○ | 立場の違いによる対応の差異は特にない。 |
| 2.各社固有の業務要件か | ①他ユーザの賛同の有無 | ／ |  |
| ②業務の変更による対応可否の検討有無 | ／ |  |
| 3.印刷要件か | ①各社の帳票出力に依存する項目が否か | △ | 請求書の帳票出力レイアウトに変更を生じるため、併せてシステム改修が必要である。 |
| 4.二重要件か | ①他項目での類似機能がないか | ○ | 他項目での類似機能はない。 |
| 5.定義の明確化 | ①類似項目との違いは明確か | ○ | 類似項目に、「法人番号・事業所コード」があるが、類似項目との違いは明確である。 |
| ②規約全体を通して定義を明確にしているか | ／ |  |
| 6.改訂の緊急度 | ①即時対応の必要性の有無 | △ | インボイス制度への対応が必要な場合には、制度施行に合わせて改修する必要があり、即時対応が必要となる。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 審議結果 | (単に承認／非承認だけでなく、そのような結果となった理由等も記載) |
| 今後の対応 | (上部審議機関への申し送り事項／差戻しの場合の再審議ポイントの提示など) |

|  |
| --- |
| 【チェック欄の凡例】  ○：問題なし  △：やや問題あり／指摘事項に対する配慮があるとよい  ／：対象外／該当しない  ×：問題あり／指摘事項への対応が必要 |